

監査報告書

公益社団法人 真向法協会
会長 佐藤良彦 殿

私達は、公益社団法人 真向法協会定款第 37 条に基づき、平成 23 年 8 月度(平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日まで)に係わる財務諸表及び理事の業務執行の監査を行いましたので次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法と概要

平成 23 年 8 月度の財務諸表、すなわち貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録(注記事項を含む)について監査をしました。また関係帳簿、議事録綴ならびに証拠書類を閲覧、突合するほか、理事に業務執行の報告を求め、必要と思われる監査方法により、業務執行の適法性について監査しました。

2. 監査意見

監査の結果、財務諸表は「公益法人会計基準」に準拠して作成されており、会計処理は適正に行われていることを認めます。

また、業務の執行及び財産の運用は事業計画に基づき、「公益法人の運営に関する指導監督基準」及び本会定款に従い、適法かつ適正に行われていることを認めます。

平成 23 年 10 月 5 日

公益社団法人 真向法協会

監事 小川 誠



監事 児島 昭英

